

長岡市子ども計画（仮称）の柱建ての検討資料

子ども基本法

第3条 基本理念		キーワード
第1項	全ての子どもについて、個人として尊重され、その基本的人権が保障されるとともに、差別的取扱いを受けることがないようにすること。	子どもの権利保障、差別の排除
第2項	全ての子どもについて、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され保護されること、その健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉に係る権利が等しく保障されるとともに、教育基本法にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること。	適切な養育 健やかな成長、発達、自立を図る 教育を受ける機会の平等
第3項	全ての子どもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されること。	子どもの意見表明の機会 社会的活動への参画機会の確保
第4項	全ての子どもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること。	子どもの意見の尊重 子どもの最善の利益を優先
第5項	子どもの養育については、家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、これらの者に対して子どもの養育に関し十分な支援を行うとともに、家庭での養育が困難な子どもにはできる限り家庭と同様の養育環境を確保することにより、子どもが心身ともに健やかに育成されるようにすること。	家庭での養育を基本に養育者の支援 家庭での養育が困難な子どもへの養育環境の確保
第6項	家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境を整備すること。	(結婚)・子育てに喜びを実感できる社会環境の整備

子ども大綱

子ども施策に関する基本的な方針		キーワード
①	子ども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、子ども・若者の今とこれからの最善の利益を図る	子どもの権利保障、差別の排除 子どもの最善の利益を優先
②	子どもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていく	子どもの意見の尊重 子どもの意見表明の機会
③	子どもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する	●切れ目ない支援 (若者も含む)
④	良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、全ての子ども・若者が幸せな状態で成長できるようにする	適切な養育 健やかな成長、発達、自立を図る 教育を受ける機会の平等 家庭での養育を基本に養育者の支援 家庭での養育が困難な子どもへの養育環境の確保 (●若者の貧困と格差の解消も含む) 社会的活動への参画機会の確保
⑤	若い世代の生活の基盤の安定を図るとともに、多様な価値観・考え方を大前提として若い世代の視点に立って結婚、子育てに関する希望の形成と実現を阻む隘路(あいろ)の打破に取り組む	●生活基盤の安定 結婚 ・子育てに喜びを実感できる社会環境の整備
⑥	施策の総合性を確保するとともに、関係省庁、地方公共団体、民間団体等との連携を重視す	●関係機関の連携

●は、子ども基本法にない項目
太字下線部は、現計画にない項目

長岡市子ども・子育て支援事業計画の基本目標

第1期		第2期	
1	未来へ「いのち」をつなぐ ～これから親になる世代を育てる～	1	すべての子どもが健やかに育つ
2	明るい笑顔が一番 ～親と子が共に学び育つ～	2	これから親になる世代を育てる
3	目と心を届けよう ～すべての子どもが健やかに育つ～	3	親と子が共に学び育つ
4	子育ては未来へ続くかけはし ～子育てと仕事との調和のとれた生活ができる～	4	地域の子育ての輪がつながる
5	みんなで子育て ～市民力・地域力を活かして子育ての輪が広がる～	5	子育てと仕事の調和のとれた生活ができる

⇒第1期から第2期は、主に順番の入れ替えの変更のみ